大野市教育委員会PFI検討委員会設置要綱

(平成29年10月26日教育委員会訓令第2号)

改正平成31年4月 日教育委員会訓令第1号

(設置)

- 第1条 大野市教育委員会における PFI事業の導入等について必要な検討を行う ため、大野市教育委員会 PFI検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項)
- 第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) PFI導入候補事業の選定に関すること。
 - (2) PFI導入可能性調査の結果の評価に関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、PFI事業に関し教育委員会が必要があると認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の職にある者をもって組織する。
 - (1) 企画総務部長
 - (2) 政策局長
 - (3) 産経建設部長
 - (4) 教育委員会事務局長
 - (5) 結の故郷創生室長総合政策課長
 - (6) 財政課長
 - (7) 総務課長
 - (8) 建設整備課長
 - (9) 建築営繕課長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。